

令和5年度

誠意小学校 いじめ防止基本方針



下関市立誠意小学校

令和5年4月改定

目次

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) 基本理念
 - (2) いじめの定義
 - (3) いじめの理解及び特徴
 - (4) いじめの禁止
 - (5) 求められる責務
 - (6) 基本的な認識
 - (7) いじめの分類
 - (8) 基本的な姿勢
 - (9) 基本的な対応
- 2 校内体制の確立
 - (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置
 - ① 構成員
 - ② 役割
 - ③ 開催
 - ④ いじめに対する措置
 - (2) 確実な情報共有と指導体制の強化
 - (3) 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備
 - (4) 学校評価による評価・検証・改善
 - (5) 教育委員会への報告・相談
- 3 未然防止（いじめの予防）
 - (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
 - ① 教職員の資質能力の向上
 - ② 生徒指導情報交換会等の在り方
 - ③ 教育相談の充実
 - ④ 児童の行動観察
 - ⑤ 児童理解
 - ⑥ 家庭・地域との連携
 - ⑦ 校種間連携の一層の促進
 - ⑧ 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備
 - (2) 学校の教育活動を通じた取組
 - ① 各教科・総合的な学習の時間
 - ② 特別活動
 - (3) 「いじめ防止対策委員会」による評価・検証・改善
 - (4) 家庭・地域との連携
 - ① 家庭との連携
 - ② 地域との連携
 - ③ 日常の取組の情報発信

- 4 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
 - （１） 校内指導体制の確立
 - ① 複数の教職員による指導体制づくり
 - （２） 具体的な取組
 - ① いじめられている児童のサインを見逃さないための取組
 - ② 信頼感に基づいた教育相談活動
 - ③ ふれあいの時間を増やす工夫
 - ④ 研修の充実
 - ⑤ 相談窓口の周知
 - （３） 家庭・地域との連携
 - ① 家庭との連携
 - ② 地域との連携
- 5 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
 - （１） 学校の体制づくり
 - ① いじめを認知した場合の役割分担と対応
 - （２） 対応する上での留意点
 - ① いじめられている児童・保護者への対応
 - ② いじめている児童・保護者への対応
 - ③ 周りの児童（観衆・傍聴者）・保護者への対応
 - ④ いじめのアフターケア
 - （３） 教育相談の在り方
 - ① いじめられている児童に対する教育相談
 - ② いじめている児童に対する教育相談
 - （４） インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応
 - ① 未然防止
 - ② 初期対応
 - ③ 関係機関との連携
 - （５） 地域・関係機関との連携
 - ① 学校と地域の連携
 - ② 学校と関係機関との連携
- 6 重大事態への対応
 - （１） 重大事態の判断
 - （２） 重大事態への対応
 - ① いじめられている児童への対応
 - ② いじめている児童への対応
 - ③ 学校による調査
- 7 その他

重大事態への対応フロー図

誠意小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することなく適切に対応することができるよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

※ いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」が中心となって積極的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しつつ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ ぶつかられたり、暴力をふるわれたりする（遊ぶ振りを含める）
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの理解及び特徴

いじめは、「どの子どもにも、どの学級にも起こりうる」との認識をもたなければならない。

※ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。（平成28年6月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2013-2015」）

このため、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を等しく認める態度を育む。

(4) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）

(5) 求められる責務

◇ 学校及び学校の教職員の責務（法第8条より）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

◇ 保護者の責務等（法第9条より）

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に保護する義務がある。

(6) 基本的な認識

◇ いじめは、「人権に関わる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

◇ いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。
- ・いじめは「仲のよい友達同士の間でも起こり得る」、「誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得る」等の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめ問題の対応については、児童の人格の成長を旨とした教育的配慮の下で行う必要がある。

◇ いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

◇ いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子どもの様子をいち早くキャッチした者が、その子どもを取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(7) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つに分類する。いじめの度合いに軽重はなく、心身の苦痛を感じている当該児童の心情に寄り添った対応をする。

① 日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

② 日常の衝突を超えた段階のいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

③ 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

(8) 基本的な姿勢

- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校
- ・学級づくりを行う。
- ・児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

(9) 基本的な対応 『未然防止・早期発見・早期対応』

未然防止

- ・いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」との認識の下、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育むことが必要である。
- ・児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

早期発見

- ・①児童のささいな変化に気づくこと ②気づいた情報を確実に共有すること ③(情報に基づき)速やかに対応すること が早期発見の基本である。日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないよう、短い間隔での生活アンケートや教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、子どもたちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。
- ・単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直す。

早期対応

- ・いじめを認知した(疑わしい場合も含む)場合は、管理職及びいじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。(特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第8条及び法第23条第1項の規定に違反する。)

その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに、被害・加害等の児童の保護者に連絡し保護者の理解、協力を得ながら早期解決・再発防止を目指す。

- ・いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、

心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

2 校内体制の確立

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ・ 「いじめ防止対策委員会」は、学校の組織的ないじめ対策の中核として、「誠意小学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止等に係る「未然防止」「早期発見」「早期対応」の各取組をより実効的に行うとともに、学校評価を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、恒常的に改善を図る。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーやSSW、GA等の外部専門家を活用する。
- ・ 本組織の存在及び活動が、児童・保護者に容易に認識される取組を行うように努める。

① 構成員

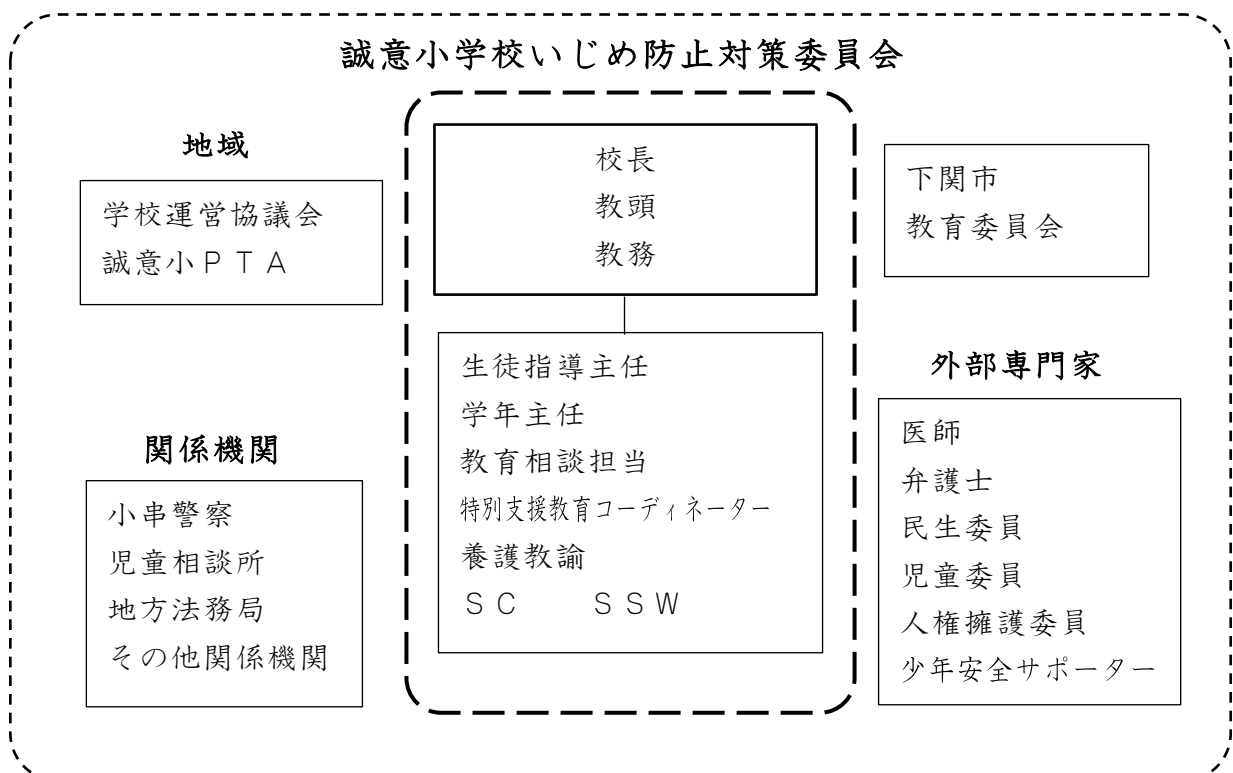
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等

② 役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善の中核となる。

イ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。

ウ いじめの疑いに係る情報があった場合、いじめの情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など、組織的に対応するための中核となる。



③ 開催

週1回を定例会（夕会における情報交換含む）とし、いじめ事案発生時には随時開催する。

④ いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び小串警察署等と連携して対処する。

(2) 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・ いじめの定義の解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- ・ 全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。（山口県教委作成「問題行動等対応マニュアル」参照）
- ・ 特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童も在籍している。個々の児童の特性を踏まえた具体的な取組について全教職員で共通理解し、支援体制を構築していく。
- ・ 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」が、単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

(3) 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- ・ 学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

(4) 学校評価による評価・検証・改善

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

(5) 教育委員会への報告・相談

- ・ 定期報告 … 毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。

※「継続支援中」とは、事案発生後3ヶ月を経過しても、解消と認められないもの。

- ・臨時報告・・・学校において解決が困難と考えられる事案においては、直ちに報告する。

3 未然防止（いじめの予防）

（１）生徒指導・教育相談の充実・強化

① 教職員の資質能力の向上

- ・校内研修会（事例研究・教育相談等）を実施する。（校内研修の時間、夏季休業中、教育講演会等）
- ・いじめ防止等に関する研修会に参加し、資質の向上を図る。

② 生徒指導情報交換会等の在り方

- ・問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめの問題に対する取組等の評価・検証・改善を図る場とする。
- ・各分掌・各学年と情報共有を図りながら、毎月１回開催する。

③ 教育相談の充実

- ・開発的・予防的な援助の機能を重視する。
- ・校内の相談窓口（教育相談担当、生徒指導主任、養護教諭）を児童に周知し、不安や悩みを受け止める体制の充実を図る。

④ 児童の行動観察

- ・給食時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童とのふれあいの機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

⑤ 児童理解

- ・にれ（日記・生活ノート）、毎週の生活アンケート、『Ｑ－Ｕ』等を通して、児童理解に努める。

⑥ 家庭・地域との連携

- ・ＰＴＡや地域協育ネット、学校支援ボランティア等、家庭・地域と連携し、開かれた学校づくりを推進する。

⑦ 校種間連携の一層の促進

- ・豊洋中校区３校連絡協議会や幼保小連絡協議会での情報共有や児童への切れ目のない支援体制を構築するために、校種間連携の一層の促進に努める。

⑧ 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備

- ・学級事務の効率化など学校業務の改善を促進し、教職員が児童と向き合う時間の確保に努める。

（２）学校の教育活動を通じた取組

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。居場所づくり、絆づくりをキーワードに学校づくりを進め、規律、基礎的な学力を身につけ（学力）、認められているという実感（自己有用感）をもった子どもを育てる。

① 各教科（道徳科を含む）・総合的な学習の時間

ア 授業に対する教員の心構え

教員は真剣な姿勢で授業に臨み、人権尊重の視点に立った指導を行わなければ

ならない。児童同士または教員との信頼関係を基盤として、学習環境の整備、学習規律の徹底等に努め、教育効果を高める授業づくりを行う。

イ 学び合いのある授業づくり

児童自ら、考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができるよう、授業を組み立てる中で、常に児童の考えや意見を意味付け、価値付け、さらに他の児童へ投げかけ、新たな意見を引き出すなどの授業展開に心がける。

ウ 道徳的実践力の育成

授業では資料の中にとどまることなく、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるように支援する。

エ 道徳教育を中核とした心の教育の推進

本校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組の重点化を図る。

オ 「下関市いのちの日」の取組

毎年、4月13日を「下関市いのちの日」とし、教職員が「命の尊厳」について子どもたちと共に考える。具体的には、「いのち」をテーマとして、全校集会での講話や道徳授業等、工夫した取組を実施する。

② 特別活動

ア 児童の主体的な取組の充実

他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動、学校行事、児童会活動（1年生を迎える会・6年生を送る会・お楽しみ集会等）、クラブ活動において、児童が主体的に取り組めるよう、内容や方法等を工夫改善する。

イ 集団活動及び体験活動の推進

他者の思いを大切にするなどの思いやりの心を醸成するために、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする縦割り班活動、自然体験活動（田植え・稲刈り、みかんの収穫、食農教育等）、ボランティア活動（クリーン清掃、海岸清掃等）福祉活動（ひまわりの会、豊寿苑訪問等）、AFPYによる人間関係づくり等を、効果的・計画的に実施する。

ウ いじめ防止・根絶強調月間の取組

毎年10月をいじめ防止・根絶強調月間と位置付け、児童会による主体的な取組を促進する。また、標語や作文等にも取り組ませ、意識を高める。

（3） 「いじめ防止対策委員会」による評価・検証・改善

「いじめ防止対策委員会」において、いじめの防止等の取組について、学校基本方針の策定や見直し、計画の進捗状況の確認等、日常的に評価・検証・改善を行う。また、当該委員会に児童の様子等の情報が日常的に集約され、速やかにすべての教職員へ情報共有が図られる体制づくりを築く。

（4） 家庭・地域との連携

① 家庭との連携

ア 大人の意識の向上

大人自らが「いじめは許されない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

学校は日頃から、学校基本方針に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組を家庭や地域に示し、いじめに対する認識や協働した取組への理解を求める。

イ 日頃からの信頼関係づくり

保護者との緊密な連携を図り、日頃からの信頼関係づくりに努める。

② 地域との連携

ア 地域の環境づくり

P T A、学校運営協議会、黒井地区青少年健全育成地区民会議等の関係団体等と、児童のよりよい人間関係づくりについて協議する機会を設ける。

また、登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から下関市教育委員会「教育相談室」や地域の相談窓口、関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

イ 子どもの活動への支援

児童が子ども会や自治会などの地域行事やP T A夏祭り等の各種の催し事に、積極的な参加ができるように十分な配慮を行う。

③ 日常の取組の情報発信

開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校生活の状況を家庭・地域に積極的に提供する。

【情報発信の方法や場】

学校だより、学年・学級通信、P T Aだより、学校ウェブサイト、学校評価結果等の公表、学級・学年懇談会、P T A総会、学校支援ボランティア、民生委員・児童委員等との交流 等

4 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

（Ⅰ）校内指導体制の確立

① 複数の教職員による指導体制づくり

- ・ 全校体制で、児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で共有を図る。
- ・ 担任だけでなく、教育相談担当教員、養護教諭等との連携を密にする。
- ・ 教職員が関わる連携体制を確立して、いじめの早期発見のための留意点を踏まえ、日頃から児童の状況をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 年3回の学校評価における児童・保護者アンケート、毎週実施する生活アンケート、いじめ相談箱の設置等により、児童・保護者等の実情を把握するとともに、「いじめは外から見えにくい」ことを踏まえ、より多くの情報が寄せられるよう、恒常的にいじめの問題への取組について見直しを図る。
- ・ アンケートを実施する際には、いじめの被害にあっていない児童が、周囲の者を気にせず記載できるよう、アンケートの記載方法や提出方法等を十分に配慮する。
- ・ アンケートの保管期間は、卒業後5年間とする。

(2) 具体的な取組

① いじめられている児童のサインを見逃さないための取組

- ・ 日常の観察、毎週実施の生活アンケートや「Q-U」など客観テストの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
- ・ 日常の対話や遊びなどを通して、児童が発するサインをキャッチする。
- ・ 児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ 「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもつ。本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があると教職員は敏感になる。

② 信頼感に基づいた教育相談活動

- ・ 教育相談週間に担任が行う教育相談（年3回）では、悩みを抱える児童が、他の児童のことを気にすることなく相談できるよう、落ち着いた雰囲気づくりに努める。
- ・ 必要に応じて、悩み解消の方法等について、SCの指導助言を受けるなど、児童の状況に応じた支援を行う。
- ・ 児童に信頼感や安心感を抱かせるために、教育相談票を活用するなどの取組を行い、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。
- ・ 教育相談ポストの積極的な活用を促す。

③ ふれあいの時間を増やす工夫

- ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。
- ・ 休み時間等の見守りや給食指導等、担任や栄養教諭、養護教諭などの複数の教職員が連携して行う。

④ 研修の充実

- ・ SCやSSW、ネットアドバイザー等と連携しながら、いじめ問題に関する事例研究等の研修を組織的・計画的な研修を行う。

⑤ 相談窓口の周知

- ・ 悩みを抱えている児童・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。（子ども110番、いじめ110番等）

(3) 家庭・地域との連携

① 家庭との連携

- ・ 学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ・ 月1回の学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新、電子メール等を活用した情報更新に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行う。

② 地域との連携

- ・ 地域の各団体やPTA等と連携して、発達支持的な生徒指導体制を築く。

5 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

(1) 学校の体制づくり

- ・ 現に起こっているいじめに対応するためには、いじめの全容解明が必須である。そのため、いじめ発覚直後は、速やかに、わかっている範囲で事実のみを管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
- ・ 校長のリーダーシップの下、「いじめ防止対策委員会」を中核として、迅速・的確かつ組織的に、早期解決に資する取組を行う。
- ・ 必要に応じて、下関市教育委員会、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチーム、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家との連携を図る。

① いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応

いじめは、学校として情報の共有を基に、「いじめ防止対策委員会」を中核として、全校体制でいじめの解決に向けた取組を行う。

ア 事実関係の確認

いじめの疑いが生じた場合、日常の観察や聞き取りなどにより、状況等の詳細を把握する。5W1Hに留意して記録する。

イ 「いじめ防止対策委員会」の開催

把握した事実を基に、今後の対応策について、「いじめ防止対策委員会」を開催し、協議する。

ウ いじめられている児童への対応

- ・ いじめられている児童が相談しやすい教職員が担当する。
- ・ 信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・ 「報復を恐れて真実を語れない」ということがないよう、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

エ いじめている児童への対応

- ・ 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割を決める）が担当する。
- ・ いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・ いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・ 聞き取りが長時間に及ばないよう、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

オ 周りの児童（観衆・傍観者）への対応

- ・ 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
- ・ 情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

カ いじめられている児童の保護者への対応

担任が主に担当する。必要に応じて、管理職等複数の教職員が対応する。

キ いじめている児童の保護者への対応

面談の目的・役割・分担・対応の実際等を協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職等の複数の教職員が対応する。

ク 教育委員会、関係諸機関との連携

管理職、生徒指導主任等が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- ・ 事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・ しっかりとした事実確認を行い、事実に基づいた指導や支援を行うこと。
- ・ 学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、慎重に対応する。
- ・ ものの捉え方・感じ方は子どもによって異なる。被害を訴えている子どもの心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点をおく。

① いじめられている児童・保護者への対応

被害児童 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・ 本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・ 今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・ 「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・ 本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童の保護者 〈家庭訪問による対応〉

- ・ 管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・ 学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・ 学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

② いじめている児童・保護者への対応

加害児童 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・ 叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・ 今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、加害児童への成長支援につながる指導を行う。
- ・ 生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・ 被害児童に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

加害児童の保護者 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・ 管理職等を含めた複数の教員で対応する。
- ・ 加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・ 保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・ 学校の指導や支援について説明する。
- ・ 被害児童への謝罪等を相談する。

③ 周り児童（観衆・傍観者）・保護者への対応

- ・ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
- ・ 「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・ 被害児童に対する配慮について指導する。
- ・ 加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように努める。
- ・ 保護者は、加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級

全体の問題としてとらえ、学校と協力していじめの防止等に取り組む。

④ いじめのアフターケア

「いじめをやめること」と「いじめがなくなること」は違うとの認識が重要である。関係した児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。

(3) 教育相談の在り方

① いじめられている児童に対する教育相談

いじめられている児童に対しては、精神的に安定し自信がもてるよう、児童の抱える辛さや苦しさに全面的に共感し、寄り添う。より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携する。

③ いじめている児童に対する教育相談

いじめている児童に対しては、「いじめは、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。いじめている児童の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた個別支援を行う。より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携する。

(4) インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応

① 未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 児童の主体的な活動

- ・ 児童の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。

ウ 学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導

- ・ 学校は、児童（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

エ 家庭・地域への啓発活動

- ・ 保護者会や学校運営協議会等を通じて、下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。
- ・ 学校は、保護者に対し、学校等で行われる情報モラル教室への参加を促し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深めさせる。

② 初期対応

- ・ インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③ 関係機関との連携

- ・ 警察等の関係機関と相談する等、書き込みの内容に応じて外部機関と積極的に連

携し、事案の収束に努める。

(5) 地域・関係機関との連携

① 学校と地域の連携

- ・ P T Aや学校運営協議会委員等といじめの問題について協議する機会の設定、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の推進など、開かれた学校づくりに努め、「いじめ防止対策委員会」に積極的な参画を得る。
- ・ いじめに関する連絡・情報があつたときは、迅速に事実関係を確認し、指導対応の後には、情報提供者に必要な事項を報告する。
- ・ 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者へ提供された情報についても、慎重な取扱いを依頼する。

② 学校と関係機関との連携

- ・ いじめの早期解決のため、必要に応じて、「いじめ防止対策委員会」に関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。
やまぐち総合教育支援センター、小串警察署、児童相談所、地方法務局、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年サポーター等
- ・ いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮の下、小串警察署と連携して対応する。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

6 重大事態への対応

(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

(1) 重大事態の判断

法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童や保護者から情報を収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ防止対策委員会」において判断する。判断に当たっては、下関市教育委員会から指導助言を得る。

(2) 重大事態への対応

重大事態への対応については、たとえ不都合なことがあつたとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、「いじめ防止対策委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

① いじめられている児童への対応

「いじめ防止対策委員会」が中核となり、下関市教育委員会、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームと連携するなど、いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめられている児童の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該児童をいじめから守り通す。

② いじめている児童への対応

いじめられている児童を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて、個別指導等の対応を行う。

なお、こうした措置を講ずることについては、下関市教育委員会と協議の上、適切に関係機関等とも連携を図りながら対応する。

また、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、小串警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する。

③ 学校による調査

当該重大事態に対応し、同種の事態の発生を防止するために、「いじめ防止対策防止委員会」が中核となり、S CやS S Wとの連携はもとより、必要に応じて関係児童への聴き取りや質問紙等により、速やかに全容解明に向けた調査を行

う。

また、学校は調査の進捗状況及び結果について、いじめを受けた児童・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。

7 その他

誠意小学校は「下関市いじめ防止基本方針」が示す内容に基づき、本方針の見直し等を踏まえるとともに、児童、家庭、地域、関係機関等から幅広く意見を求め、学校基本方針を恒常的に評価・検証・改善しながら、積極的にいじめ対策に資する取組を行うように努めることとする。

重大事態への対応フロー図

